

結 果 の 概 要

1 身体障害者福祉関係

令和6(2024)年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登載数は4,674,999人で、前年度に比べ108,137人(2.3%)減少している(表1、統計表1)。

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が2,247,815人(構成割合48.1%)と最も多く、次いで「内部障害」が1,618,720人(同34.6%)となっている(図1、統計表1)。

図1 身体障害者手帳交付台帳登載数

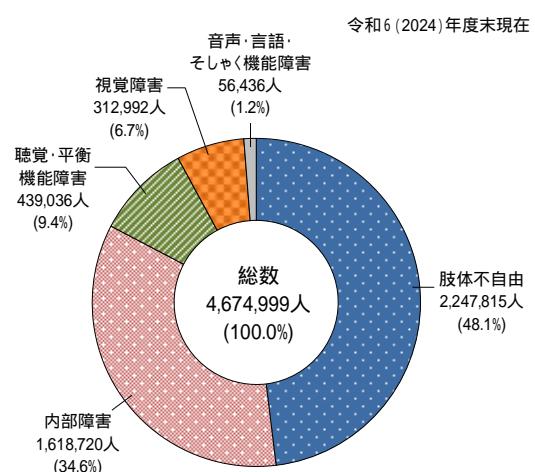


表1 身体障害者手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	4 970 804	4 909 340	4 842 064	4 783 136	4 674 999	108 137	2.3
18歳未満	96 207	94 039	92 290	90 455	88 858	1 597	1.8
18歳以上	4 874 597	4 815 301	4 749 774	4 692 681	4 586 141	106 540	2.3

2 知的障害者福祉関係

令和6(2024)年度末現在の療育手帳交付台帳登載数は1,321,350人で、前年度に比べ39,881人(3.1%)増加している(表2、統計表2)。

表2 療育手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	1 178 917	1 213 058	1 242 605	1 281 469	1 321 350	39 881	3.1
18歳未満	290 975	299 010	309 618	325 224	340 316	15 092	4.6
18歳以上	887 942	914 048	932 987	956 245	981 034	24 789	2.6

3 障害者総合支援関係

令和6(2024)年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が149,267件で、修理決定件数が101,787件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種目別にみると、購入は「補聴器」が47,530件、修理は「車椅子」が32,940件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

補装具の種目	購入決定件数 ¹⁾					修理決定件数 ¹⁾				
	令和4年 (2022)	5年 ('23)	6年 ('24)	対前年度		令和4年 (2022)	5年 ('23)	6年 ('24)	対前年度	
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)
総数	148 823	151 785	149 267	2 518	1.7	101 503	101 914	101 787	127	0.1
義肢装具	4 997	4 976	4 684	292	5.9	7 234	7 050	7 020	30	0.4
姿勢保持装置 ²⁾	41 374	41 330	39 707	1 623	3.9	15 794	15 408	14 752	656	4.3
視覚障害者安全つえ	9 249	9 512	9 467	45	0.5	8 630	8 693	8 818	125	1.4
義眼鏡	8 865	8 738	9 026	288	3.3	72	61	79	18	29.5
補聴器	981	928	924	4	0.4	1	2	4	2	100.0
人工耳内耳	6 837	6 986	6 974	12	0.2	277	307	305	2	0.7
車椅子	45 768	47 408	47 530	122	0.3	21 490	21 602	21 725	123	0.6
電動車椅子	18 016	18 911	18 468	443	2.3	32 722	33 068	32 940	128	0.4
座位保持椅子	2 787	3 114	2 670	444	14.3	12 518	12 708	12 728	20	0.2
起立保持具	2 437	2 437	2 471	34	1.4	629	647	687	40	6.2
歩行器	840	746	768	22	2.9	329	298	287	11	3.7
頭部保持器具	2 743	2 787	2 731	56	2.0	577	492	480	12	2.4
排便補助器具	430	382	377	5	1.3	14	13	5	8	61.5
歩行補助つえ	12	16	10	6	37.5	-	6	5	1	16.7
重度障害者用意思伝達装置	2 846	2 774	2 712	62	2.2	126	147	134	13	8.8
	641	740	748	8	1.1	411	404	384	20	5.0

注: ①)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による特例補装具としての補装具費の支給を含む。

2)補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第628号)の一部改正に伴い、令和6年4月1日から種目の名称が変更された。

令和4年度及び令和5年度は、「座位保持装置」である。

4 女性支援関係

令和6(2024)年度中の女性相談センター及び女性相談支援員における相談の受付件数^(注)は313,556件で、前年度に比べ13,569件(4.1%)減少している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は246,312件で、前年度に比べ8,620件(3.4%)減少している。(表4)

注: 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、令和6年4月1日から、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、それぞれ名称が変更された。

表4 女性相談支援センター及び女性相談支援員における相談の経路別受付件数¹⁾の年次推移

(単位: 件)	令和2年度 ¹⁾ (2020)	3年度 ¹⁾ ('21)	4年度 ¹⁾ ('22)	5年度 ¹⁾ ('23)	6年度 ('24)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	326 883	310 302	323 112	327 125	313 556	13 569	4.1
本人自身	250 902	242 260	249 793	254 932	246 312	8 620	3.4
本人以外 ²⁾	75 981	68 042	73 319	72 193	67 244	4 949	6.9

注: ①)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、令和6年4月1日から施設等の名称が変更された。令和5年度以前は、「婦人相談所」及び「婦人相談員」における相談の経路別受付件数である。

2)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和6(2024)年度末現在の老人ホームの施設数は13,913施設で、前年度に比べ45施設(0.3%)増加し、定員は822,199人で前年度に比べ3,283人(0.4%)増加している。

施設の種類別に定員数をみると、「特別養護老人ホーム」が前年度に比べ4,899人(0.7%)増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	13 604	13 744	13 822	13 868	13 913	45	0.3
養護老人ホーム	943	944	930	937	910	27	2.9
特別養護老人ホーム	10 336	10 469	10 562	10 606	10 675	69	0.7
軽費老人ホーム	2 035	2 037	2 035	2 031	2 032	1	0.0
都市型軽費老人ホーム	87	91	93	94	97	3	3.2
軽費老人ホームA型	190	190	189	189	188	1	0.5
軽費老人ホームB型	13	13	13	11	11	-	-
定員総数(人)	798 175	809 423	815 127	818 916	822 199	3 283	0.4
養護老人ホーム	62 577	62 201	61 040	60 920	59 277	1 643	2.7
特別養護老人ホーム	640 372	651 848	658 463	662 763	667 662	4 899	0.7
軽費老人ホーム	81 882	82 040	82 310	82 034	82 106	72	0.1
都市型軽費老人ホーム	1 502	1 574	1 614	1 634	1 679	45	2.8
軽費老人ホームA型	11 274	11 204	11 144	11 079	10 989	90	0.8
軽費老人ホームB型	568	556	556	486	486	-	-

注: 有料老人ホームを除く。

(2) 老人クラブ数・会員数

令和6(2024)年度末現在の老人クラブ数は73,881クラブで、前年度に比べ3,715クラブ(4.8%)減少し、会員数は3,504,816人で、前年度に比べ262,099人(7.0%)減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。(表6)

表6 老人クラブ数・会員数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	89 498	85 805	81 579	77 596	73 881	3 715	4.8
会員数(人)	4 712 182	4 387 233	4 053 362	3 766 915	3 504 816	262 099	7.0

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和6(2024)年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる。)の数は228,473人で、前年度に比べ100人(0.0%)減少している。

男女別にみると、男は85,505人で、前年度に比べ411人(0.5%)減少し、女は142,968人で、前年度に比べ311人(0.2%)増加している。(表7、統計表3)

表7 男女別民生委員数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	構成割合 (%)	各年度末現在	
							対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	230 690	231 111	227 426	228 573	228 473	100.0	100	0.0
男	88 810	88 610	86 002	85 916	85 505	37.4	411	0.5
女	141 880	142 501	141 424	142 657	142 968	62.6	311	0.2

(2) 民生委員の活動状況

令和6(2024)年度中に民生委員が処理した相談・支援延件数は4,826,420件、その他の活動延件数は22,766,357件、訪問延回数は33,018,546回となっている(表8)。

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ³⁾ ('23)	6年度 ('24)	対前年度	
						増減数 ³⁾	増減率 ^{3)(%)}
相談・支援延件数(件)	4 701 439	4 996 099	4 913 501	4 793 332	4 826 420	33 088	0.7
その他の活動延件数 ¹⁾ (件)	17 075 122	18 809 585	21 169 009	22 411 554	22 766 357	354 803	1.6
訪問延回数 ²⁾ (回)	31 345 223	32 903 383	33 289 774	33 209 666	33 018 546	191 120	0.6

注:1)「その他の活動延件数」は、「調査・実態把握」、「行事・事業・会議への参加協力」、「地域福祉活動・自主活動」及び「民児協運営・研修」等の延件数である。

2)「訪問延回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話や電子メールによるものを含む。)を行った延回数である。

3)令和5年度は、令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計した数値である。「対前年度」の「増減数」及び「増減率」の算出に用いた令和5年度の数値も同様である。

7 社会福祉法人関係

令和6（2024）年度末現在の社会福祉法人数は21,077法人で、前年度に比べ2法人（0.0%）減少している。また、社会福祉連携推進法人数は30法人で、前年度に比べ9法人（42.9%）増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「社会福祉協議会」が1,852法人で、前年度に比べ9法人（0.5%）減少している。（表9）

表9 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						増減数	増減率(%)
社会福祉法人 ¹⁾	20 985	21 021	21 074	21 079	21 077	2	0.0
社会福祉協議会	1 880	1 879	1 872	1 861	1 852	9	0.5
共同募金会	48	48	48	48	47	1	2.1
社会福祉事業団	126	126	126	123	122	1	0.8
施設経営法人	18 392	18 390	18 441	18 419	18 412	7	0.0
その他	539	578	587	628	644	16	2.5
社会福祉連携推進法人 ²⁾	·	·	...	21	30	9	42.9

注:1) 厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

2) 「社会福祉連携推進法人」は、令和4年4月から制度開始となり設立された法人であり、令和5年度から報告事項として把握している。

8 戦傷病者特別援護関係

令和6（2024）年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登載数は1,560人で、前年度に比べ227人（12.7%）減少している（表10）。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						増減数	増減率(%)
総 数	3 301	2 814	2 158	1 787	1 560	227	12.7

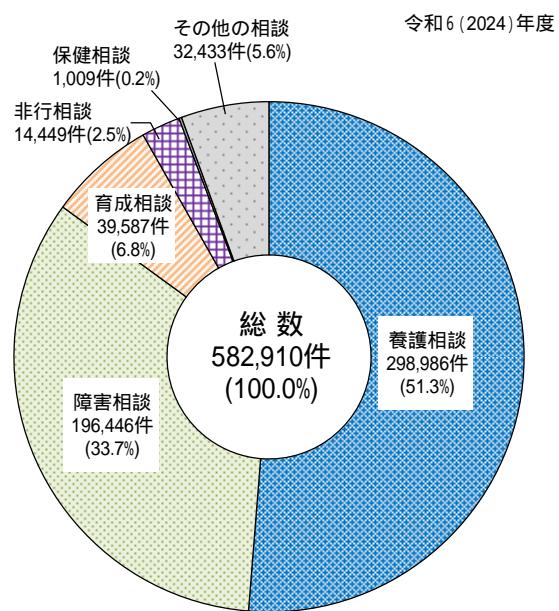
9 児童福祉関係(こども家庭庁所管)

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和6(2024)年度中の児童相談所における相談の対応件数は582,910件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が298,986件(構成割合51.3%)と最も多く、次いで「障害相談」が196,446件(同33.7%)、「育成相談」が39,587件(同6.8%)となっている。(図2、統計表4)

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数



(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和6(2024)年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は223,691件で、前年度に比べ1,818件(0.8%)減少している。

相談の種別にみると、「心理的虐待」が133,024件(構成割合59.5%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が52,535件(同23.5%)となっている。(表11、統計表5)

被虐待者の年齢別にみると、「7歳」が13,800件と最も多くなっており、「身体的虐待」の構成割合は、年齢が上がるにつれておおむね多くなっている(図3)。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.2%と最も多く、次いで「実父」が42.9%となっており、前年度と同様の傾向となっている(図4)。

表11 児童虐待相談の相談種別件数の年次推移

(単位:件)

	令和 ¹⁾ 4年度 (2022)	構成 割合(%)	5年度 ('23)	構成 割合(%)	6年度 ('24)	構成 割合(%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総 数	214 843	100.0	225 509	100.0	223 691	100.0	1 818	0.8
心理的虐待	128 114	59.6	134 948	59.8	133 024	59.5	1 924	1.4
身体的虐待	49 464	23.0	51 623	22.9	52 535	23.5	912	1.8
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	34 872	16.2	36 465	16.2	35 612	15.9	853	2.3
性的虐待	2 393	1.1	2 473	1.1	2 520	1.1	47	1.9

注:1)令和4(2022)年度は、地方自治体の一部において今後訂正の予定があるため参考値として表章した。

図3 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合

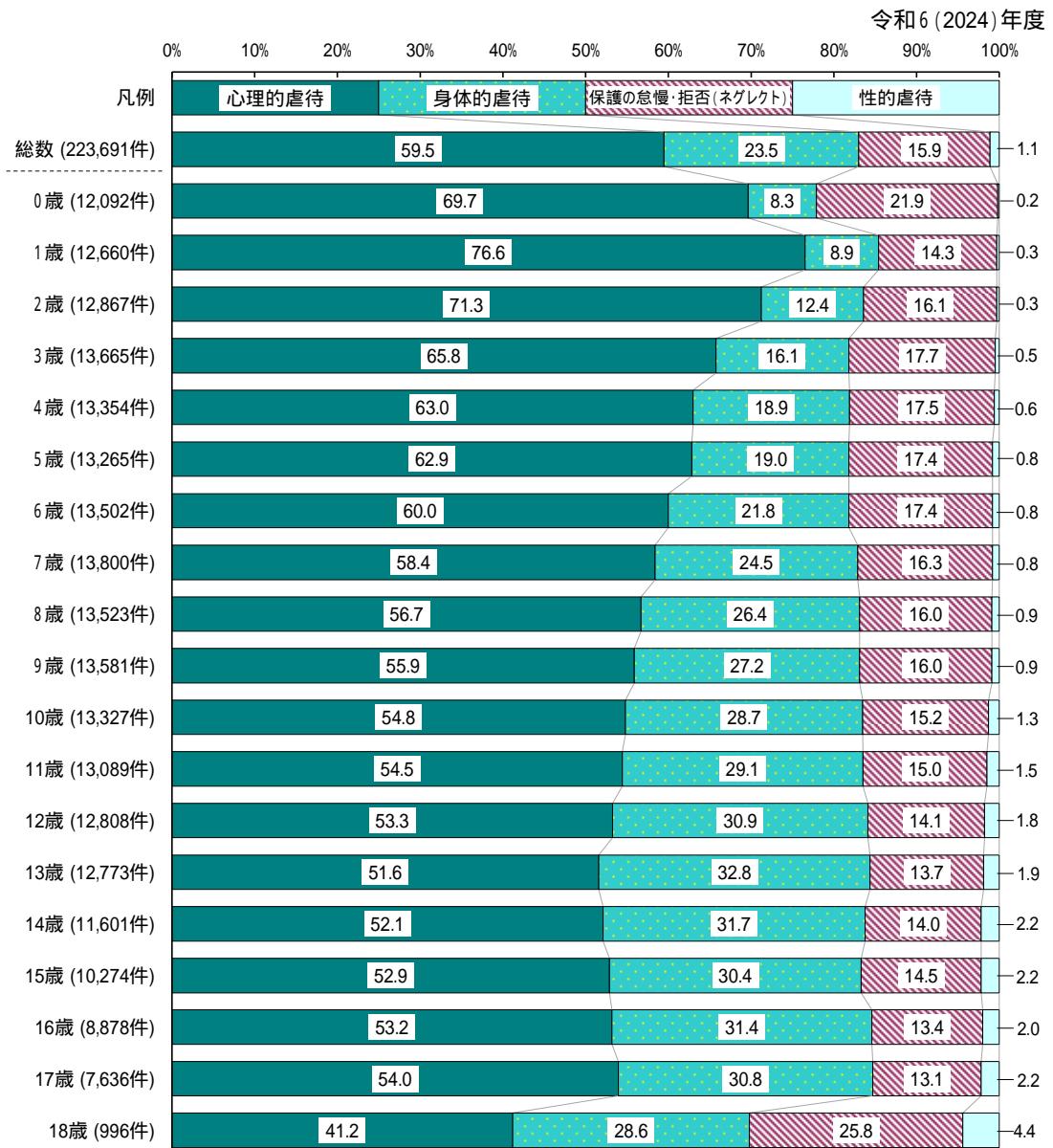
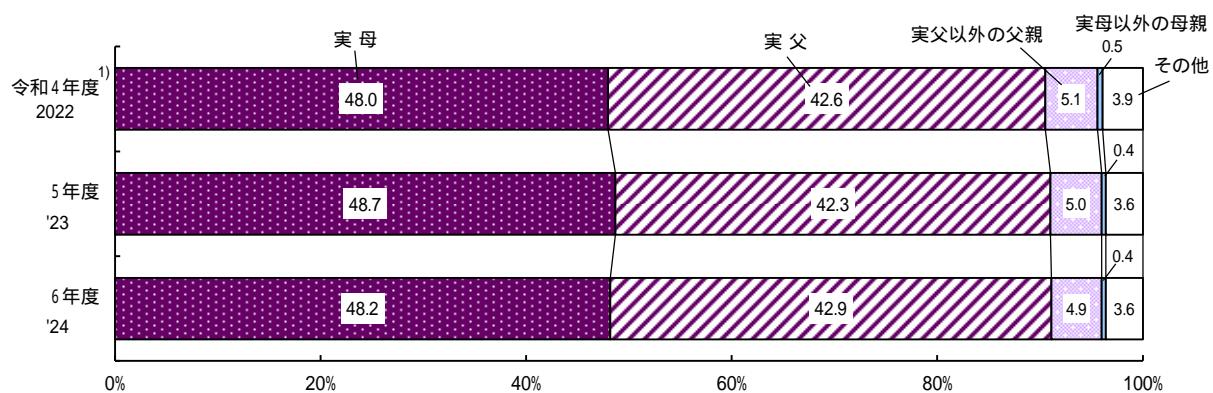


図4 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合の年次推移



注:1)令和4(2022)年度は、地方自治体の一部において今後訂正の予定があるため参考値として表章した。

